

知事臨時記者会見の発言要旨(1月30日)

1 完成検査申請について

- ・本日、東京航空局に対し、工事完成検査申請を行う。今後、完成検査を受け、開港に向けた航空路誌への掲載手続などの所要の手続を進め、6月4日に開港できるよう全力で取り組む。

2 完全運用に向けた道筋について地権者との協議と並行して、今後、速やかに航空法第49条第3項の規定に基づく支障物件の除去請求権を行使し、地権者の方が応じていただけない場合は、民事訴訟上の手続を講ずることとした。

- ・しかしながら、法的措置を講ずるよりも、地権者の理解を得て支障物件を除去することが、一日でも早い完全運用の実現につながることから、地権者の理解を得ることを何よりも優先させるとの考え方は変わっていない。
- ・1月30日、地権者から直接お会いしたいとの申し出があったため、期待しており、日程調整を指示した。

3 開港遅延の責任について開港遅延についての責任問題については、これまで「完全運用への道筋をつけた段階で、けじめをつける」としてきたが、今がその時と判断した。

これ以上、この問題を先延ばしすべきではない。

- ・今回、法的措置に移行したといっても直ちに、完全運用が実現するということではないが開港遅延に関する責任について区切りをつけるため、私と空港に関する事務を担当する副知事の給与を減額する条例を2月議会に上程する。
(知事の給与：30%の減額、3ヶ月 花森副知事の給与：10%の減額、3ヶ月)

4 職員の責任について

- ・職員の処分については、監査委員による行政監査等も実施されていることから、これらの綿果も踏まえ適切に対応していく。

